

一般社団法人千葉県トラック協会 成田空港における航空貨物対策協議会規約（案）

（名称、所在地）

- 第 1 条 本会は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」とする。）「成田空港における航空貨物対策協議会」と称する。
所在地は、千葉市美浜区新港 212-10 千ト協内とする。

（協議会の所属）

- 第 2 条 本会は千ト協 労働対策・取引改善委員会の下に置く。

（目的）

- 第 3 条 本会は、成田空港において航空貨物を取り扱う千ト協会員が結集し、航空貨物輸送特有の問題解決を図ることを目的とする。

（事業）

- 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
- (1) 航空貨物の輸送の問題や課題に対する意見・情報交換。
 - (2) 問題解決のため「成田空港 2024 年問題対策協議会」への意見・提言。
 - (3) 問題解決のため関係機関に対する陳情・要望。
 - (4) その他 千ト協が必要と認める事業。

（会員）

- 第 5 条 本会の会員は、成田空港において航空貨物を取り扱う千ト協会員で千ト協が認めた者。
2. 会員の入会及び退会は、届け出をもって行う。

（会計）

- 第 6 条 本会の事業は、千ト協の予算を基に執行する。
2. 本会は、事業運営の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

（事業年度）

- 第 7 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（規約の変更）

- 第 8 条 この規約は、千ト協理事会の承認により変更することができる。

（付 則）

1. 本会則は令和 7 年 3 月 27 日より施行する。
2. 初年度事業年度は、本会の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。